

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人が行った公文書開示請求に対し、帯広市長がこれを非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての内容

平成27年1月23日に提出された異議申立書及び同年3月3日に提出された意見書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき異議申立人が行った「六中グラウンド跡地利用に伴う開発行為は、都市計画法などの関係法令に基づき適法に行われたとのことですが、宅地開発造成工事の設計に資するための公共測量（基準点測量、境界測量、地形測量、現況平面測量等）を実施した業者が、測量法に基づき登録されている測量業者であることを確認できる書類及び使用した測量作業規程の表題部（名称）の写し。（都市計画課）」の公文書開示請求に対し、帯広市長（以下「実施機関」という。）が平成26年11月25日付けで行った公文書非開示決定を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開発行為に係る宅地造成工事の設計測量は極めて公共性が高いことから、公共測量作業規程で定められた測量作業方法と精度を有さなければならず、本件工事における測量は測量法に定められた公共測量に準拠して作業を実施していることは明白である。
- (2) 市は公共測量に関する書類を用いなければ、開発事業の基礎資料となる測量成果の審査ができず、客観的な基準をもって許可を与えることができない。
- (3) 新たに作られる測量成果は、宅地購入者や周辺地権者の財産権にも影響を与える重要な結果を含むことから、公共測量の基準によらざるを得ない。

(4) 本件測量は市が都市計画法に基づき許可した民間開発事業のための測量であっても、基本測量又は前号の測量（国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量）の測量成果を使用することから、「公共測量」に当たることは明らかである。

(5) したがって、市は「測量法に基づき登録された測量業者であることが確認できる書類」及び「使用した測量作業規程」を保有し、順法確認していることは明らかであり、「公文書不存在」はあり得ないことから、開示を求める。

第3 実施機関の説明要旨

平成27年2月16日付け理由説明書及び同年3月31日実施の事実の陳述によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 開発許可処分に必要とされる書類

請求公文書は、都市計画法に基づく開発許可処分をした民間開発行為の施工に関連するものであると考えられる。

本件開発許可処分においては、都市計画法などの諸規程に基づき処分に必要な範囲で書類を提出することとされているものであるが、公共測量に関する書類は含まれない。

2 公共測量該当性と市における請求公文書保有の有無の関係

公共測量とは、大きな区画整理や開発行為を行う場合に、所定の手続を経て、いわば国のお墨付きを得るものである。

理由説明書において、本件では「公共測量に該当しない」旨を記載したが、測量法の解釈を市が行えるものではなく、公共測量に該当するか否かにかかわらず、開発行為許可申請書に添付する必要書類に含まれていないことから、市は請求公文書を保有していない。

3 したがって、市は、本件開示請求に係る対象公文書を取得していないため、これを保有しておらず、このため当該公文書は不存在である。

第4 審査会の判断

1 本件異議申立てと判断基準について

本件異議申立ては、都市計画法に基づく開発許可処分をした民間開発行為

の施工に関連して、公共測量に関する書類の存在についてなされたものである。

異議申立人が実施機関は請求公文書を当然に保有しているはずであると主張するのに対し、実施機関は本件対象文書を保有しておらず、公文書不存在を主張しているため、当審査会はその妥当性（対象文書不存在の事実的真否）について判断する。

妥当性の判断に当たっては、異議申立人の主張から本件請求の趣旨を満たす公文書の存在を確信する事実を見出すことができるか、実施機関の主張に不合理な点が認められないかを基準に判断する。

2 本件請求文書の不存在の妥当性について

(1) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人の異議申立書及び意見書によれば、本件宅地造成工事の設計測量は極めて公共性が高く、公共測量作業規程で定められた公共測量に準拠して作業を実施したはずであること、市は公共測量に関する書類を用いなければ開発事業の基礎資料となる測量成果の審査を行うことができず、客観的な基準をもって許可を与えることができないこと、新たに作られる測量成果は周辺地権者の財産権などに影響を与える重要な結果を含むことから、公共測量の基準によらざるを得ないことなどから、市は公共測量に関する書類を保有し、順法確認しているはずとの主張があった。

イ また、本件測量は民間開発事業の測量であっても、測量法第5条第2号イに該当し「公共測量」に当たるため、市は公共測量に関する書類を保有しているはずであるとの主張があった。

ウ しかしながら、測量法所定の「公共測量」に該当するというだけで、市が当然に請求公文書を保有していると断定することは困難であり、また、仮に「公共測量」に該当するという解釈に従うとしても、本件において実際に市が請求公文書を保有しているかどうかは別論である。

(2) 実施機関の説明について

上述したところから、本件において実際に市が請求公文書を保有していないという理由について検討する。

ア 開発許可処分に必要とされる書類

実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、開発許可処分に必要と

される書類には公共測量に関する書類が含まれていないことから、請求公文書は存在しないとの説明があり、この主張には、特に不合理な点は認められなかった。

イ 公共測量該当性と市における請求公文書保有の有無の関係

実施機関の事実の陳述によれば、理由説明書においては、本件の測量は公共測量には該当しない旨を主張したが、公共測量該当性に関する測量法の確定的解釈を市が行えるものではなく、本件において公共測量の該当性如何にかかわらず、そもそも請求公文書が開発行為許可申請書に添付する必要書類には含まれていないことから、市は請求公文書を保有していないとの主張があった。

本件測量においてそれが公共測量に該当するのかどうかに関する測量法の規定の解釈については俄に決し難いところがあり、当審査会の審査の範囲を超えていると思われ、結局のところ、請求公文書が都市計画法の定める開発行為許可申請書の必要書類として取得保有対象文書になっているか否かで判断すべきである。

そうすると、実施機関の主張及び説明によるとおり、請求公文書は、開発行為許可申請書に添付する必要書類として、都市計画法やその委任を受けた都市計画法施行規則に規定されているものではないこと、その点で市が取得しておらず保有もしていないことについては、その意味で法令上の根拠があると評価し得る。即ち、本件開発行為許可申請に際して都市計画法及び同法施行規則に定める必要書類以外の書類を申請事業者に徴求するものではないという理由については、それ自体何ら不合理な点はないというべきである。そして、前記のとおり、都市計画法と測量法との各規定の関係についての解釈を行うことは当審査会では困難である。

(3) 以上のことから、本件請求については、対象となる文書は存在しないものと認められる。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成 27 年 2 月 2 日	・実施機関より諮問書を受理
平成 27 年 2 月 3 日	・実施機関に対し、理由説明書の提出について通知
平成 27 年 2 月 16 日	・実施機関より理由説明書を受理
平成 27 年 2 月 17 日	・実施機関に対し、事実の陳述について通知
平成 27 年 2 月 17 日	・異議申立人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
平成 27 年 2 月 23 日	・実施機関から、事実の陳述に係る報告を受理
平成 27 年 3 月 3 日	・異議申立人から、意見書を受理 ・口頭意見陳述を申し立てない旨の送り状を受理
平成 27 年 3 月 31 日	・実施機関の事実の陳述 ・審議
平成 27 年 5 月 29 日	・答申

第6 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
岡崎 まゆみ	会長職務代理者
加藤 幸子	
千々和 博志	会 長
藤本 長章	
三井 麻美	